説明書等は、電子入札システムからダウンロードすることにより交付する。

運用及び操作の詳細については以下のアドレスを参照のこと。

アドレス：https://www.e-bisc.go.jp/

なお、電子入札システムからダウンロードできない場合は、５⑴に電話、電子メールにより申し込むこと。ただし、電子メールによる場合は、必ず着信確認を行うこと。

交付方法：交付期間内に必着で、切手を添付した返信用封筒及びＣＤ等を同封し、５⑴へ郵送すること。ＣＤ等に複製したものを折り返し郵送する。（窓口交付は行わない。）

⑶　参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法　令和４年２月18日13時00分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は電子メールにより提出する場合は、令和４年２月18日13時00分までに必着で５⑴に１部を郵送、又は電子メールにより提出すること。電子メールによる場合は、必ず着信確認を行うこと。ＦＡＸによる提出は受け付けない。

⑷　技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法　令和４年４月11日13時00分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は電子メールにより提出する場合は、令和４年４月11日13時00分までに必着で５⑴に１部を郵送、又は電子メールにより提出すること。電子メールよる場合は、必ず着信確認を行うこと。ＦＡＸによる提出は受け付けない。

６　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金　免除

⑶　契約書作成の要否　要

⑷　関連情報を入手するための照会窓口　５⑴に同じ。

⑸　２⑴ア２）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業又イに掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も５⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

⑹　詳細は説明書による。

７　Summary

⑴　Subject matter of the contract : Classification of the services to be procured : 42

⑵　Time-limit to express interests by electronic bidding system : 1 : 00 P.M. 18 February 2022 (by mail or E-mail : 1 : 00 P.M. 18 February 2022) In addition, I do not accept submission facsimile.

⑶　Time-limit for the submission of proposals by electronic bidding system : 1 : 00 P.M. 11 April 2022 (by mail or E-mail : 1 : 00 P.M. 11 April 2022) In addition, I do not accept submission facsimile.

⑷　Contact point for documentation relating to the proposal : Contract Division, Hokuriku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure Transport and Tourism, 1―1―1, Misaki-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Pref, 950―8801, Japan TEL 025―280―8880

E-Mail : keiyaku-koujigyoumu@hrr.mlit.go.jp

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和４年２月８日

東日本高速道路株式会社　関東支社
支社長　良峰　　透

◎調達機関番号　417　◎所在地番号　11

１　業務概要

⑴　品目分類番号　72

⑵　業務名　令和４年度　関東支社管内　基本単価調査

⑶　業務箇所　東日本高速道路株式会社　関東支社管内

⑷　業務内容　本業務は、関東支社が発注する工事の積算に使用する骨材、生コンクリート、セメント、アスファルト混合物等、建設副産物の処理費等及び公共事業に関する労務費の調査をするものである。

⑸　履行期間　契約保証取得の日の翌日から810日間

２　参加資格

⑴　東日本高速道路株式会社の契約規程実施細則第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　東日本高速道路株式会社の令和３・４年度調査等競争参加有資格者のうち、「経済調査」の認定を受けている者であること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　審査基準日（下記５⑶に示す「参加表明書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）から契約の相手方と決定する日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年８月７日東高契第269号）に基づき、「地域３」において競争参加資格停止を受けていないこと。

⑸　平成23年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した次に掲げる同種業務または、類似業務の実績を有すること。

①　同種業務：高速道路または自動車専用道路における資材価格調査

②　類似業務：道路における資材価格調査

⑹　平成23年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した次に掲げる同種業務または類似業務の実績を有する管理技術者を当該業務に配置できること。

①　同種業務：上記⑸①企業の実績と同じ

②　類似業務：上記⑸②企業の実績と同じ

⑺　次に掲げる資格を満たす管理技術者及び照査技術者を、本件業務に配置できること。なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る）については、あらかじめ下記に示す資格相当の国土交通大臣認定（以下「大臣認定」という。）を受けている必要がある。また、当該業者が競争参加資格の認定を受けるためには、技術提案書の提出期間の最終日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

ⓐ　技術士【総合技術監理部門（建設―施工計画、施工設備及び積算）】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。

ⓑ　技術士【建設部門（施工計画、施工設備及び積算）】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。

ⓒ　ＲＣＣＭ（施工計画、施工設備及び積算部門）の資格を有し、ＲＣＣＭ資格制度規定による登録を行っている者。

⑻　審査基準日において、管理技術者の手持ち業務量が契約金額500万円以上の業務の合計額が４億円未満かつ件数が10件未満である者。なお、手持ち業務に複数年度にわたる契約業務（※）がある場合の手持ち金額については、「手持ち業務毎に、履行期間の総月数を分母とし、審査基準日が属する年度に係る履行月数を分子として算出した割合を手持ち業務毎の契約金額に乗じて得た額」の合計額を手持ち業務の金額として評価する。また、「低入札価格調査対象業務」がある場合は、業務の合計額が２億円未満かつ件数が５件未満である者。

（※）業務の履行期間が審査基準日が属する年度を含む複数年度に及ぶ業務

⑼　当該業務に係る施工（調査等）管理業務の請負人または当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑽　審査基準日から契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。